

ABL

Asset Based Lending

流動資産担保融資 保証制度のご案内

流動資産担保融資保証制度(略称:ABL)とは

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産(売掛債権および棚卸資産)を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、融資を受ける制度です。不動産担保によらない資金調達方法として、積極的に推進しています。

● 資金調達力UP!

借入金の担保となるような不動産をお持ちでない方でも、売掛債権や棚卸資産を担保にお借入ができます。

● 資金繰り改善!

取引先からの入金を待たずに、資金調達ができます。根保証の場合、当座貸越枠の範囲内で反復借入ができます。

● 借入限度額拡大!

一般の保証とは別に、2億5千万円(保証限度額2億円)を限度としたお借入が可能になります。

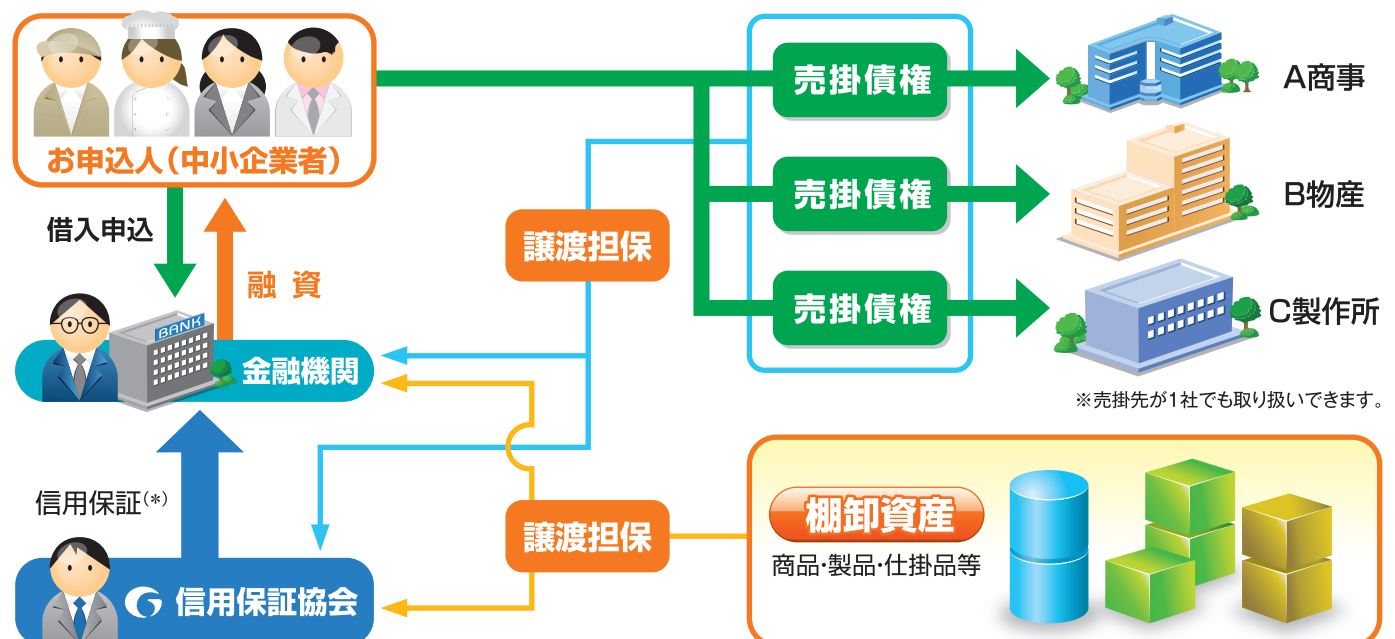
● 低率・固定の信用保証料率!

お客様の経営状況に係わらず、借入額(根保証の場合は極度額)に対して年0.68%の固定の信用保証料率です。

● 金融機関との関係強化!

金融機関とのリレーション強化で柔軟・迅速なサービスが期待できます。

▼ 制度の概略



*貸付金額の80%の部分保証(保証限度額2億円)となります。

